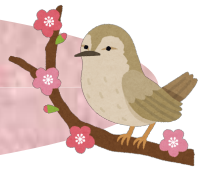




KOA INFORMATION



税理士法人 小山会計

2024' 3月 11日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com

2024年4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2024年5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

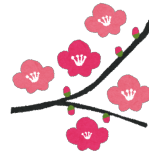
2024年4月の予定

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 **期限=15日迄**
- ・公共法人等の住民税均等割の申告及び納付 **期限=30日迄**
- ・固定資産税及び都市計画税第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付 **以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日**
- ・土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 **期間=1日**

2024年5月の予定

- ・特別農業所得者の承認申請 **期限=15日迄**
- ・令和5年分所得税延納分の納付
- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付 **以上の期限=31日迄**
- ・市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
- ・自動車税の納付 **以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日**

～20日、または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日(公示による)



※ は事務所全体が休みです。

久々のマラソンの話です

税理士法人 小山会計 専務 小山宏幸

24' March

二月二十五日(天気雨)「深谷シティハーフマラソン」を走ってまいりました(冬の雨の中、正気の沙汰じゃない!と言われながら...). 悪天候の中、「よくぞこんなに集まった」と感じたが、実情は違うようだ(この大会も定員割れ)。コロナ後、市民マラソン大会に逆風が吹いている。ランナーによる評価ランキング一位の常連だった徳島県海陽町の「海部川風流マラソン」は、ボランティアの高齢化と資金不足で二〇二二年に休止になった。地元長野県でも、昨年行われた「松本マラソン」は定員九千人のところ五千弱しか集まらず、コロナ前まで一万一千人のエントリーが開始から三十分ほどで締め切りとなっていた人気の「長野マラソン」も、十月二十一日のエントリー開始から十二月四日で行くと定員に達した。大都市の大会もご多分に漏れず「大阪マラソン」でさえ定員割れかと騒がれた。なぜだろうか?

ジョギング人口は一千万人超のまま、さらにコロナ禍で増加していると言われていたが、新型コロナウイルスの感染拡大を挟んで大会に出なくなった人がかなりいるようだ。三年間の大会中止の影響は大。元トップ選手の谷川真理さんは「コロナ禍での大会中止が、以前のペースで走れず士気が落ち出場を控える」と感じている。

市民の健康増進と地域振興の役割を担ったマラソン大会も、ハイシーズンには全国で一十二百件に達するほど雨後の筈のように増えすぎたことも原因か? さらに、スタッフの確保や二〇二四年問題に伴うバス代の高騰も手伝って、ランナーの参加費の急騰も要因の一つかもしれない。二〇二四年の長野マラソンの参加費は一万四千三百円に値上がりし、交通費・宿泊費まで入れればかなりの負担になる。

しかし、ランナーの足が止まったわけではない。走るイベントをネットで呼びかける「イー・モシコム」の利用者は右肩上がりでの五年間で約三倍。年間五十五万人に膨らんでいるという。みんな走って仲良くなって大会出場にこだわらなくていいというこらしい。成功している大会を見れば、金太郎あめ式の官製の土地、その大会の個性に魅力を感じれば出場レースを絞って参加している。コロナ期間を挟んで多くのランナーはタイムを競うだけでなく「別の楽しみ」を求め始めたらしい。市民マラソン大会として生き残るためには、参加してくれたランナーに何を感じてもらえるかのコンセプトやブランディングの視点が必ず必要となるはずだ。

(日本経済新聞「迫真」令和六年二月二十日から二十三日「逆風下の市民マラソン」から一部抜粋)

「定額減税」と給与の源泉徴収事務への影響

昨年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱」には、1 人あたり 4 万円の定額減税が盛り込まれています。サラリーマンは、今年 6 月以降の給与の源泉徴収から影響します。

定額減税とは

物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、所得税と個人住民税の定額減税が実施されます。具体的には、合計所得金額 1,805 万円以下(給与の年収 2,000 万円以下に相当※)の納税者本人と、日本に住む扶養家族(同一生計配偶者+扶養親族)を対象に、次の金額が特別控除の額として、減税の対象となります。

対象者	所得税	個人住民税
1人につき	3万円	1万円

例えば、扶養家族が 2 人いる場合には、(3 万円+1 万円)×3 人(本人+扶養家族 2 人)=12 万円が、所得税と個人住民税をあわせた特別控除の額となります。

定額減税の実施時期等 …… 令和 6 年度税制改正の大綱等に示されている実施時期等は、次のとおりです。

(1) 所得税

	実施時期等
給与 所得者	<ul style="list-style-type: none">● 令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払を受ける給与等(賞与含む)から順次実施● 6 月 1 日より後の入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整● 令和 6 年分の年末調整時に、最終調整
公的年金 受給者	<ul style="list-style-type: none">● 令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次実施● 異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整
事業 所得者 等	<ul style="list-style-type: none">● 令和 6 年の第 1 期分予定納税額(7 月)から実施(本人分のみ控除)● 控除しきれない部分は第 2 期分で実施● 扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納税額の減額承認申請を行うことで実施可● 予定納税がない場合は確定申告時に控除



(2) 個人住民税 …… 個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和 6 年度分の納税額が通知等されます。基本的には、これに基づいて納付を行います。なお、対象となる同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に係る定額減税の実施時期は、上記とは異なり令和 7 年度分での実施予定とされています。

給与に係る源泉徴収事務への影響

(1) 所得税 …… 6 月 1 日において主たる給与等の支払を受ける者が対象です。また、6 月 1 日以後最初の給与等の支払日までに提出された、扶養控除等申告書等の記載情報に基づき特別控除の額を計算します。6 月以降の源泉徴収、特に賞与支払時の控除もれにご注意ください。

(2) 個人住民税 …… 定額減税が適用される令和 6 年度の特例徴収は、例年の 6 月ではなく 1 ヶ月遅い 7 月から翌年 5 月までの 11 回の徴収となります。特別徴収税額の通知が届き次第、準備しましょう。

(※) 収入が給与のみの場合(所得金額調整控除適用者は 2,015 万円以下に相当)

参考:財務省「令和 6 年度税制改正の大綱」、「令和 6 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について(令和 6 年 1 月 19 日)」

4月から変わる求人募集時の労働条件の明示ルール



4月から雇入れ時・有期契約の契約更新時において、労働条件の明示ルールが変わりますが、求人募集時の労働条件の明示ルールについても変更となります。以下ではその内容と求人募集においてよくある問題をとり上げます。

追加となる明示事項

求人募集を行う際に、明示しなければならない事項として、以下の3つが追加となります。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準(通算契約期間または更新回数の上限を含む)



①と②の変更の範囲は、雇入れた直後のみならず、今後の見込みも含めた、労働契約締結後の期間中に従事する業務・就業場所の変更の範囲をいいます。今後の見込みとは、労働者の募集等を行う時点で想定され得る事業の方針変更等を踏まえたもので足り、募集等の時点で、具体的に想定されていないものを含める必要はありません。

③の有期労働契約を更新する場合の基準については、「勤務成績、態度、能力により判断する」、「会社の経営状況も踏まえて判断する」のように、具体的に記載することが望ましいとされています。

また、有期契約において、通算契約期間や更新回数に上限を設ける求人の場合は、その具体的内容を記載する必要があります。上限を設けていない場合は、特段、明示する必要はありません。

求人募集にまつわる、よくある問題

ハローワークに掲載されている求人票の内容と、実際に入社したときの労働条件が異なり、トラブルになるケースがあります。求人票の内容は、あくまで求人募集の際に示している労働条件の目安になるため、そのまま採用時の労働条件になるということではありませんが、無用なトラブルを防ぐために、採用面接時に採用となった場合の労働条件を明確に説明しておくことが重要です。

なお、求人票の内容と実際に入社したときの労働条件が異なることに対しては、厚生労働省では「ハローワーク 求人ホットライン」を設置し、事実を確認の上、会社に対して是正指導を行っています。



今回の変更により求人募集時に明示する事項が増えることから、求人広告のスペースが足りなくなることが考えられます。このようなやむを得ない事情がある場合には、「詳細は面談時にお伝えします」と記載し、労働条件の一部を別のタイミングで明示することも可能です。この場合、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

事業主の皆様へ

令和6年3月分(4月納付分)より 協会けんぽ長野支部の健康保険料率が改定されます。

健康保険・介護保険料率（令和6年3月分～ 適用）

◆健康保険料率…9.49% → 9.55% (+0.06%)

◆介護保険料率…1.82% → 1.60% (-0.22%)



令和6年3月分（4月納付分）からの

協会けんぽ長野支部の健康保険料・厚生年金保険料表は裏面にございます。



令和6年度 雇用保険料率のご案内

◆令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおりです。
（令和5年度と同率です。）

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

負担者 事業の種類	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

健康保険料(協会けんぽ長野支部)・厚生年金保険料 令和6年3月分(令和6年4月納付分)より (単位:円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料					厚生年金保険料	
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合(40歳以上～65歳未満の方)			一般、坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	日額	円以上	円未満	9.55%	4.775%	11.15%	5.575%	(0.8%)	18.300%	9.150%
					全額	折半額	全額	折半額	左の折半額に含まれる介護保険料	全額	折半額
1	58,000	1,930	～	63,000	5,539.0	2,769.5	6,467.0	3,233.5	464.0		
2	68,000	2,270	63,000	～ 73,000	6,494.0	3,247.0	7,582.0	3,791.0	544.0		
3	78,000	2,600	73,000	～ 83,000	7,449.0	3,724.5	8,697.0	4,348.5	624.0		
4(1)	88,000	2,930	83,000	～ 93,000	8,404.0	4,202.0	9,812.0	4,906.0	704.0	16,104.0	8,052.0
5(2)	98,000	3,270	93,000	～ 101,000	9,359.0	4,679.5	10,927.0	5,463.5	784.0	17,934.0	8,967.0
6(3)	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	9,932.0	4,966.0	11,596.0	5,798.0	832.0	19,032.0	9,516.0
7(4)	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	10,505.0	5,252.5	12,265.0	6,132.5	880.0	20,130.0	10,065.0
8(5)	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	11,269.0	5,634.5	13,157.0	6,578.5	944.0	21,594.0	10,797.0
9(6)	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	12,033.0	6,016.5	14,049.0	7,024.5	1,008.0	23,058.0	11,529.0
10(7)	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	12,797.0	6,398.5	14,941.0	7,470.5	1,072.0	24,522.0	12,261.0
11(8)	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	13,561.0	6,780.5	15,833.0	7,916.5	1,136.0	25,986.0	12,993.0
12(9)	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	14,325.0	7,162.5	16,725.0	8,362.5	1,200.0	27,450.0	13,725.0
13(10)	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	15,280.0	7,640.0	17,840.0	8,920.0	1,280.0	29,280.0	14,640.0
14(11)	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	16,235.0	8,117.5	18,955.0	9,477.5	1,360.0	31,110.0	15,555.0
15(12)	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	17,190.0	8,595.0	20,070.0	10,035.0	1,440.0	32,940.0	16,470.0
16(13)	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	18,145.0	9,072.5	21,185.0	10,592.5	1,520.0	34,770.0	17,385.0
17(14)	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	19,100.0	9,550.0	22,300.0	11,150.0	1,600.0	36,600.0	18,300.0
18(15)	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	21,010.0	10,505.0	24,530.0	12,265.0	1,760.0	40,260.0	20,130.0
19(16)	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	22,920.0	11,460.0	26,760.0	13,380.0	1,920.0	43,920.0	21,960.0
20(17)	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	24,830.0	12,415.0	28,990.0	14,495.0	2,080.0	47,580.0	23,790.0
21(18)	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	26,740.0	13,370.0	31,220.0	15,610.0	2,240.0	51,240.0	25,620.0
22(19)	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	28,650.0	14,325.0	33,450.0	16,725.0	2,400.0	54,900.0	27,450.0
23(20)	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	30,560.0	15,280.0	35,680.0	17,840.0	2,560.0	58,560.0	29,280.0
24(21)	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	32,470.0	16,235.0	37,910.0	18,955.0	2,720.0	62,220.0	31,110.0
25(22)	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	34,380.0	17,190.0	40,140.0	20,070.0	2,880.0	65,880.0	32,940.0
26(23)	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	36,290.0	18,145.0	42,370.0	21,185.0	3,040.0	69,540.0	34,770.0
27(24)	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	39,155.0	19,577.5	45,715.0	22,857.5	3,280.0	75,030.0	37,515.0
28(25)	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	42,020.0	21,010.0	49,060.0	24,530.0	3,520.0	80,520.0	40,260.0
29(26)	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	44,885.0	22,442.5	52,405.0	26,202.5	3,760.0	86,010.0	43,005.0
30(27)	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	47,750.0	23,875.0	55,750.0	27,875.0	4,000.0	91,500.0	45,750.0
31(28)	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	50,615.0	25,307.5	59,095.0	29,547.5	4,240.0	96,990.0	48,495.0
32(29)	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	53,480.0	26,740.0	62,440.0	31,220.0	4,480.0	102,480.0	51,240.0
33(30)	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	56,345.0	28,172.5	65,785.0	32,892.5	4,720.0	107,970.0	53,985.0
34(31)	620,000	20,670	605,000	～ 635,000	59,210.0	29,605.0	69,130.0	34,565.0	4,960.0	113,460.0	56,730.0
35(32)	650,000	21,670	635,000	～ 665,000	62,075.0	31,037.5	72,475.0	36,237.5	5,200.0	118,950.0	59,475.0
36	680,000	22,670	665,000	～ 695,000	64,940.0	32,470.0	75,820.0	37,910.0	5,440.0		
37	710,000	23,670	695,000	～ 730,000	67,805.0	33,902.5	79,165.0	39,582.5	5,680.0		
38	750,000	25,000	730,000	～ 770,000	71,625.0	35,812.5	83,625.0	41,812.5	6,000.0		
39	790,000	26,330	770,000	～ 810,000	75,445.0	37,722.5	88,085.0	44,042.5	6,320.0		
40	830,000	27,670	810,000	～ 855,000	79,265.0	39,632.5	92,545.0	46,272.5	6,640.0		
41	880,000	29,330	855,000	～ 905,000	84,040.0	42,020.0	98,120.0	49,060.0	7,040.0		
42	930,000	31,000	905,000	～ 955,000	88,815.0	44,407.5	103,695.0	51,847.5	7,440.0		
43	980,000	32,670	955,000	～ 1,005,000	93,590.0	46,795.0	109,270.0	54,635.0	7,840.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～ 1,055,000	98,365.0	49,182.5	114,845.0	57,422.5	8,240.0		
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～ 1,115,000	104,095.0	52,047.5	121,535.0	60,767.5	8,720.0		
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～ 1,175,000	109,825.0	54,912.5	128,225.0	64,112.5	9,200.0		
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～ 1,235,000	115,555.0	57,777.5	134,915.0	67,457.5	9,680.0		
48	1,270,000	42,330	1,235,000	～ 1,295,000	121,285.0	60,642.5	141,605.0	70,802.5	10,160.0		
49	1,330,000	44,330	1,295,000	～ 1,355,000	127,015.0	63,507.5	148,295.0	74,147.5	10,640.0		
50	1,390,000	46,330	1,355,000	～	132,745.0	66,372.5	154,985.0	77,492.5	11,120.0		

4(1)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
 35(32)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
 ◎健康保険料は、介護保険料に該当しない被保険者は標準報酬月額に1000分の95.5を、介護保険に該当する被保険者は1000分の111.5をそれぞれ乗じた額です。
 ◎厚生年金保険料は、一般について標準報酬月額に1000分の183を乗じた額です。
 ◎被保険者負担分に円未満の端数がある場合
 ①事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。①②に関わらず、事業主と被保険者で、特約がある場合は特約に基づき端数処理できる。

職員コラム 「雇入れ時の健康診断について」

荻原 智子

春は卒業した学生さんが新入社員として入職する季節であったり、中途採用として転職される方々もたくさんいらっしゃるかと思います。雇い入れる側の事業主さんも、そういった新入社員の方々の受入れ準備で特に忙しい時期かと思いますが、そこで忘れてはならないのが、**常時使用する労働者**を新たに雇い入れる場合に必ず実施しなければならない「**雇入れ時の健康診断**」です。

対象となる労働者に対しての定期健康診断は実施されていても、雇入れ時の健康診断についてはご存じなかったり、実施されていないケースが見受けられます。ただし、この雇入れ時の健康診断も、医師による健康診断を受けてから3か月以内の新入社員がその結果を証明する書類を提出した場合には、当該項目は省略できることとされています。ですから、その健康診断項目が雇入れ時の健康診断項目を全て網羅しているものでしたら、雇入れ時の健康診断を実施しなくても法的には問題がないということです。

また、雇入れ時の健康診断の実施時期ですが、通達では「雇入れの直前または直後」である、とされています。そのため、入社後2か月を過ぎて健康診断を実施する場合は問題となる可能性があります。法的には何か月以内という定めはなく、**速やかに実施**することが必要となります。雇入れ時の健康診断実施後、1年以内は、特定業務従事者等を除いては定期健康診断実施の必要はありませんが、1年経過後は、速やかに定期健康診断を実施する必要があります。

それと、常勤職員の方はもちろんですが、次の①および②のいずれの要件も満たしたパートタイマーやアルバイトの方も常時使用する労働者とされ、雇入れ時の健康診断を実施しなければなりません。

① 期間の定めのない労働契約により使用される者(期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の期間が1年(特定業務従事者等にあつては6か月。以下同じ。)以上である者ならびに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者を含む。)であること。

② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。



なお、1週間の労働時間数がその事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3未満であるパートタイマーやアルバイトの方であっても、上記①の要件に該当し、1週間の労働時間数がその事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である場合には、雇入れ時の健康診断を実施することが望ましいとされています。

固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間のお知らせ

今年も、各市町村の固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間が下記の通りとなります。

この時期は無料で固定資産課税台帳を縦覧することができますが、

**お取り頂く際は、市町村によっては料金がかかる場合もございますので、
ご注意ください。**

詳しくは各市町村へお問い合わせ願います。(縦覧時、本人確認のできる
ものが必要となります。)



編 集 後 記

春になってだんだん暖かくなると、どこかに出掛けたくな
ってきましますね。そんな外出時には、ペットボトルのお茶など
を持ち歩く方もいらっしゃるかと思います。また、中には、パッ
グの中から飲みかけのペットボトルが出てきたなんていう
方もいらっしゃるかもしれません。その飲み残した分はい
つまで飲んでも大丈夫なのでしょうか？
まず、口を付けて飲んだペットボトルには、口の中の細菌
が移ってしまうそうです。入り込んだ細菌は、飲み物に含ま
れている糖分やたんばく質などの栄養、水分でどんどん増殖
していきます。ある実験では「一晩で一個の細菌が10万個に
まで増えた」という結果が出ているそうです。ペットボトル
に入った雑菌がどれくらい増えるかは、飲み物によっても変
わりますが、特に甘いジュースや乳酸菌飲料は、とても栄養
が豊富なので、雑菌が増えやすくなります。また、雑菌の増
殖は温度にも影響されます。雑菌が最も増殖しやすい温度は
25〜35度なので、夏場の暑い時期に長時間飲みかけのペ
ットボトルを放置するのは大変危険です。もし飲みかけのペ
ットボトルがあつたら、少なくとも、なるべく涼しいところ
に置きましょう。できれば冷蔵庫に入れて保管しておけると
いいですね。もしペットボトル飲料を開けるときに最初から
「飲み切れなさそう」と思ったら、飲み物をコップに注いで、
直接口を付けないようにするといいかもれません。ちなみ
にも雑菌が入り込みますので、冷蔵庫に入れたとしても、2〜
3日を目安に飲み切るのが理想的だそうです。(ハルメク
365編集部・素朴な疑問より抜粋) (編集担当 荻原)

上田市・佐久市・小諸市・東御市
・坂城町 4/1~4/30

長野市・千曲市・松本市
4/1~5/31